

大阪歯科大学ガバナンス・コードの適合状況に関する点検結果

(2022年3月31日)

大阪歯科大学ガバナンス・コード		
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		点検結果
1-1	<p>（1）建学の精神・理念と人材育成 大阪歯科大学の建学の精神・理念は次のとおりです。 「歯科医学・医療に関する専門知識、技術の習得と共に、思いやりの心を涵養し、自ら選んだ道に深い使命感をもって、社会に対する奉仕的人生観を体得して、「博愛」と「公益」に努める。」</p> <p>（2）建学の精神・理念に基づく人材像 建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。 100年の伝統を生かしScience, Art & Heartを兼ね備えた真の医療人を育成する。</p>	<p>建学の精神は、ホームページに掲載し広く社会に公表しており、全ての構成員に共有され、この建学の精神に基づく人材の育成に努めている。学則等関係規程、本学ガバナンス・コードの該当事項に適合している。 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/idea.html</p>
1-2	<p>（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等 本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。</p> <p>①大学の教育目的及び研究目的 本学は、建学の精神及び「教育基本法の規定する教育の一般的な目的と方針とに則り、歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の領野における学理技術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献することを目的とする。」としています。</p> <p>②学部の教育目的及び研究目的</p> <p>1) 歯学部歯学科 「歯科医師として必要な歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の領野における学理技術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献するとともに、本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。」としています。</p> <p>2) 医療保健学部口腔保健学科 「歯科衛生士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、口腔から全身の健康の向上を図る方略を勘案し、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。」としています。</p> <p>3) 医療保健学部口腔工学科 「歯科技工士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、医療、福祉及び工学の知識をもとに新たな歯科医療技術に取り組み、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。」としています。</p> <p>③大学院の教育目的及び研究目的 本大学院は、「学生に歯学・口腔科学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的」としています。</p> <p>1) 歯学研究科博士課程 「独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、研究者養成を主眼とし、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」としています。</p> <p>2) 医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程） 「高度な専門的知識と技能を持つとともに歯科医療の変革に応じられる歯科医療人を養成できる人材並びに歯科衛生士や歯科技工士の専門性を生かした研究を通じて歯科医療の発展に貢献できる人材を養成して歯科医療の発展と人々の健康の増進に寄与することを目的とする。」としています。</p> <p>3) 医療保健学研究科口腔科学専攻博士課程（後期） 「医療保健、特に口腔科学に関連する教育者と研究者を指導し、教員や研究者の人材管理と運営ができる人材を養成して、歯科医療の教育と研究を発展させるとともに、人々の健康の増進に寄与することを目的とする。」としています。</p>	<p>・大阪歯科大学学則に、歯学部歯学科、医療保健学部口腔保健学科・口腔工学科の教育研究上の目的を規定している。</p> <p>・大阪歯科大学大学院学則に、歯学研究科博士課程、医療保健学研究科口腔科学専攻（修士課程）及び口腔科学専攻博士課程（後期）の目的を規定している。</p>

<p>(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて</p> <p>①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、適切な中期計画の検討・策定をします。</p> <p>②中期計画の進捗状況、財務状況については、中期計画管理委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。</p> <p>③財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。</p> <p>④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。</p> <p>⑤経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。</p> <p>(3) 私立大学の社会的責任等</p> <p>①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	<p>・私立学校法第45条の2第2項及び第3項に基づき寄附行為に規定し、第1期中期計画(2020年度~2024年度)を策定し、実現に向けて各計画を推進した。</p> <p>・学則等関係規程、本学ガバナンス・コードの該当事項に適合している。</p> <p>大学評価の結果を踏まえ、教育の質向上に向けて大学全体、学部、授業レベルで点検・評価活動を実施する。経営の透明性では、監事と監査法人による会計監査を実施しており、理事会には監事が必ず出席し、意思決定過程の透明性を保証している。内部監査室には専任職員を配置して法令遵守の徹底を図っている。</p> <p>男女共同参画社会への対応については、一般事業主行動計画の設定期間が終了しているため、目標値など取組内容を早急に見直すこととしている。</p>
--	---

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		点検結果
2-1 理事会	<p>(1) 理事会の役割</p> <p>①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任していません。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p>	<p>①私立学校法第36条第2項に基づき、寄附行為に規定している。理事会は、毎月1回開催しており、学内諸事項について報告、重要事項は審議のうえ承認している。寄附行為は外部に公表している。</p> <p>②私立学校法第50条第1項第1号及び第52条第1項に基づき、寄附行為に規定し、遵守している。</p> <p>③寄附行為に基づき、学校法人大阪歯科大学管理運営規則を制定し、学長の職務規定がある。学長はその在職中理事であり、理事会における業務の決定に加わっている。</p> <p>④副学長は、学長の職務を補佐し、1名を置くことができるが、現在は2名である。</p> <p>⑤教職員配付用の年間行事予定表に理事会開催日程を記載している（毎月第4木曜日）。理事会の審議時間は、1時間30分～2時間であるが、議題により臨時会を開催することがある。</p>
2-2 理事	<p>(1) 理事の選任</p> <p>①学校法人大阪歯科大学役員の定数は、次の通りとしています。 ア 理事7名以上11名以内 イ 監事2名</p> <p>②大阪歯科大学学長は、その在職中理事となります。</p> <p>③学長たる理事以外の理事の定数は次のとおりです。 教授会において教授中より3名 評議員会において教授以外の評議員中より2名 学識経験者又は功労者のうちから1名以上5名以内</p> <p>(2) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p> <p>③理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。</p> <p>④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p> <p>⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p>	<p>寄附行為に基づき、寄附行為施行細則を定め、その中で法人における業務である教学、総務、財務、人事、調査について規定し、各理事が分担している。</p> <p>(2) ①理事長は、私立学校法第37条第1項に基づき寄附行為に規定して、遵守している。</p> <p>②寄附行為及び寄附行為施行細則により、常務理事を規定している。理事長が事故あるときの代理順位は、寄附行為により理事長の指名で理事会で決定している。</p> <p>③役員を選解任については、私立学校法第30条により寄附行為に規定している。</p> <p>④理事は、私立学校法第40条の2に基づき、寄附行為を遵守している。</p> <p>⑤私立学校法第44条の3第2項第2項第1号に基づき寄附行為に規定し、遵守している。</p> <p>(3) ①学内理事は、学長、教授会選出理事と一部の学識経験者（大学役職者等）であり、寄附行為施行細則による業務分担を適切に遂行している。</p>

	<p>(3) 学内理事の役割</p> <p>①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p> <p>(4) 外部理事の役割</p> <p>①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。</p> <p>②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p>(5) 理事への研修機会の提供と充実</p> <p>全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。</p>	<p>私立学校法第38条第5項に基づき、寄附行為に規定しており、学識経験者又は功労者のうちから1名以上5名以内を選出することとしている。</p>
<p>2-3</p> <p>監事</p>	<p>(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について</p> <p>①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>②監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。</p> <p>③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。</p> <p>⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p> <p>(2) 監事を選任</p> <p>①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。</p> <p>②監事は2名置くこととします。</p> <p>③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。</p> <p>(3) 監事監査基準</p> <p>①監査機能の強化のため、学校法人大阪歯科大学監事監査規程（以下「監事監査規程」という。）を作成します。</p> <p>②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。</p> <p>③監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p> <p>(4) 監事業務を支援するための体制整備</p> <p>①監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に努めます。</p> <p>②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。</p> <p>④学校法人大阪歯科大学内部監査規程を制定の上、内部監査室を設置し、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p> <p>(5) 常勤監事の設置</p> <p>監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。</p>	<p>(1) ①善管注意義務については、私立学校法第44条の3第2項第2号に基づき、寄附行為に規定している。</p> <p>②第三者に対する損害賠償責任については、私立学校法第44条の2に基づき寄附行為に規定している。</p> <p>③重要会議への出席については、私立学校法第37条第7号に基づき、理事会及び評議員会に出席している。</p> <p>④私立学校法第37条第3項第1号から第3号に基づき、寄附行為及び監事監査規程に規定し、遵守している。毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告している。</p> <p>⑤私立学校法第37条第3項第5号に基づき寄附行為に規定している。</p> <p>⑥私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人法第103条に基づき寄附行為に規定している。</p> <p>(2) ①私立学校法第38条第4項に基づき、寄附行為に規定し遵守している。</p> <p>②私立学校法第35条第1項に基づき寄附行為に規定し、遵守している。現在は2名の監事を置いている。</p> <p>③監事の業務の継続性については、任期満了時に前期監事が次期監事に引き継ぎを行えるように就任時期を検討する。</p> <p>(3) ①監事監査規程を制定し、監事機能の強化を図った。研究不正防止の観点から監事、内部監査室及び監査法人との三者による監査意見報告会を実施し、その結果を理事会に報告した。</p> <p>②内部監査規程に規定し遵守している。</p> <p>③私立学校法第37条第3項第4号に基づき、寄附行為、監事監査規程及び内部監査規程に規定し、遵守している。</p> <p>(4) 監事は、毎年度開催の文部科学省主催の監事研修会へ出席している。本学独自の研修会は行われていないが、毎回の理事会や監事監査では、本学での教学関係、病院関係、労務関係の報告、学内の重要事項への審議状況を把握できるよう情報の共有は十分行っており、意見交換もなされている。</p> <p>(5) 常勤監事は置かれていないので、今後の課題である。</p>

<p>2-4</p> <p>評議員会</p>	<p>(1) 諮問機関としての役割</p> <p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きません。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。</p> <p>①教育及び法人経営に関する状況 ②毎年度収支予算及び事業計画に関する事項</p> <p>③学長の選任に関する事項 ④事業に関する中期計画 ⑤役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準 ⑥決算及び事業の実績 ⑦その他、理事長が必要と認めた事項</p> <p>また、特に次に掲げる事項については、評議員会の議決を必要とします。</p> <p>①予算、事業計画、借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ②寄附行為の変更 ③合併 ④私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に因る解散 ⑤その他、本法人の業務に関する重要事項</p> <p>(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。</p> <p>(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。</p> <p>(4) 評議員会は、理事長が監事を選任する際、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会として同意の決議をします。</p>	<p>私立学校法第41条第10項及び第42条に基づき寄附行為に規定し、遵守している。</p>
<p>2-5</p> <p>評議員</p>	<p>(1) 評議員の選任</p> <p>①評議員の人数は、30名以上40名以内とします。</p> <p>②評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 評議員会において教授以外の評議員中より2名を除く理事のうちから互選された2名 イ 学校法人大阪歯科大学の設置する学校の教職員中より教授会で推薦された者のうちから10名以上12名以内 ウ 大阪歯科大学医学専門学校及び大阪歯科大学を卒業した年齢25歳以上の者のうち同窓会の理事会において推薦された者のうちから13名以上16名以内 エ 学校法人大阪歯科大学理事会の推薦による者5名以上10名以内</p> <p>③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとします。</p> <p>(2) 評議員へのサポートの充実</p> <p>①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>私立学校法第44条に基づき、寄附行為に選任方法を規定し遵守している。</p> <p>各評議員には、評議員会開催前に資料を送付し、評議員会時の説明の効率化を確保した。</p> <p>③の学校法人への広範かつ有益な意見具申ができる有識者の選出については、検討課題である。</p>

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		点検結果
	<p>学長の任命は、大阪歯科大学学長候補者選考規程に基づき、「理事長は、最終学長候補者を理事会にはかり学長予定者を決定し、法人評議員会に報告のうえ、学長就任の承諾を求めて任命する。」とあります。</p> <p>また、学校法人大阪歯科大学管理運営規則（以下「管理運営規則」という。）において「学長」は、</p> <p>「大学の学務を統括し、大学を代表する。」</p> <p>「大学の儀式及び行事を主宰する。」</p> <p>「大学歯学部教授会・主任教授会並びに医療保健学部教授会及びその他必要とする会議を招集し、その議長となり、大学教育に係る重要事項を提案して意見を聴き、大学の管理運営を円滑に行う。」</p> <p>「大学院歯学研究科会議及び大学院医療保健学研究科会議及びその他必要とする会議を招集し、その議長となり、大学院教育に係る重要事項を提案して意見を聴き、大学院の管理運営を円滑に行う。」</p> <p>「大学の決定事項や懸案事項並びに学長の対外的な活動に関して、本法人の業務執行の最高責任者である理事長に、その都度相談し報告する。」</p> <p>としています。</p> <p>私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。</p>	<p>学校教育法第93条第1項及び第3項に基づき、学校法人大阪歯科大学管理運営規則に規定し遵守しており、適合している。</p>
3-1 学長	<p>(1) 学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>①学長は、学則に掲げる設置各学部の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。</p> <p>②学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p> <p>③学長は、所属教職員が、学長方針、中期計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p> <p>(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>①大学に副学長を置くことができるようにしており、管理運営規則において「副学長は、学長の職務を補佐する。」としています。</p> <p>②学部長の役割については、管理運営規則において「学部長は、学部を代表し、本法人の方針に従い、学部の管理運営をつかさどる。」としています。</p>	<p>・学校教育法第92条第1項及び第3項に基づき、寄附行為、学則等関係規程に規定し、本学ガバナンス・コードの該当事項に適合している。</p> <p>・学長補佐体制としては学校教育法第92条第2項に基づき学則、管理運営規則に規定しており、本学ガバナンス・コードの該当事項に適合している。</p>
3-2 教授会	<p>(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については、歯学部教授会・主任教授会規程、医療保健学部教授会規程に定めています。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	<p>学校教育法第93条に基づき、学則等関係規程に規定しており、本学ガバナンス・コードの該当事項に適合している。</p>
3-3 大学協議会	<p>(1) 協議会の役割（学長と大学協議会の関係）</p> <p>大学の教育の内部質保証等を協議するために、大学協議会を設置しています。協議する事項については、大阪歯科大学協議会規程に定めています。</p>	<p>大学協議会規程を制定し、教育の内部質保証を協議しており、本学ガバナンス・コードの該当事項に適合している。</p>

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		点検結果
	<p>私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。</p>	—
4-1 学生 に 対 し て	<p>(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、大学全体及び学部のアセスメント・プラン並びに大学全体及び学部・研究科の3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。</p> <p>①大学全体及び学部のアセスメント・プラン ②大学全体及び学部・研究科の3つのポリシー ア ディプロマ・ポリシー イ カリキュラム・ポリシー ウ アドミッション・ポリシー ③自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ④ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	<p>・学校教育法第165条の2に基づき、3ポリシーを策定した。 ・大学全体及び学部のアセスメント・プランを策定し、大学ホームページにて公表した。 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/idea.html ・自己点検・評価については、大学ホームページで公表した。 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/torikumi/evaluation.html ・学生生活ハンドブックでハラスメント相談窓口を紹介している。</p>
4-2 教 職 員 等 に 対 し て	<p>(1) 教職協働 実効性ある中期計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p> <p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>①ボード・ディベロップメント：BD ア 役員に対し、研修や情報提供の機会を設け、その内容の充実に努めます。 イ 監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。</p> <p>②ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p> <p>③スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	<p>・大学設置基準第2条の3に基づき、教職協働を進めている。また、大学設置基準第25条の3に基づき学則にFD、SDについて規定して、研修会を開催し、教職員の資質向上に取り組んだ。</p> <p>・①のボード・ディベロップメントについては、2017年度に個人情報保護法の改正の際に、弁護士により勉強会を開催したが、現在は、行われていない。今後の検討課題である。</p>

<p>4-3</p> <p>社会に対して</p>	<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p> <p>①認証評価 2004年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p> <p>(2) 社会貢献・地域連携</p> <p>①本学の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究・附属病院における診療活動等の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等のプラットフォームとして機能します。</p> <p>③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。</p> <p>⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>・大学基準協会の認証評価を受審して、その結果を公表している。 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/torikumi/evolution.html</p> <p>・2021年度に上記認証評価を受審したので、この結果を受けて、さらなる教育・研究等の質向上に努める。</p> <p>・コロナ禍のため、2021年度の本学独自の公開講座は開催できなかったが、枚方市等との連携事業に積極的に参加した。</p> <p>・本学牧野学舎において、枚方市危機管理室の要請を受け、地域住民のための防災避難訓練が行われた。</p> <p>・国連のSDGsについて、本学においても教育研究での取り組みを推進する。</p>
<p>4-4</p> <p>危機管理及び法令遵守</p>	<p>(1) 危機管理のための体制整備</p> <p>①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。</p> <p>ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p> <p>②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。</p> <p>ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策</p> <p>(2) 法令遵守のための体制整備</p> <p>①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。</p> <p>②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	<p>・災害（地震・火災）発生時の初動対応マニュアルや国際交流危機管理マニュアルを定めている。</p> <p>・ハラスメント防止については、ハラスメントの防止等に関する規程等制定し、遵守している。</p> <p>・公的研究費不正防止に関して、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程、公益研究費の取扱いに関する規程等を整備し、遵守している。</p> <p>・情報セキュリティポリシーを制定し、これを遵守している。</p> <p>・衛生委員会規程を定め、健康障害等のリスク防止に向けた対策を実施している。</p> <p>・就業規則に教職員の服務規律を規定しており、遵守している。</p> <p>・公益通報に関する規程を制定し、通報者の保護を図っている。</p>

第5章 透明性の確保（情報公開）		点検結果
	<p>私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。</p> <p>私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。</p> <p>私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。</p>	—
5-1	<p>(1) 法令上の情報公表</p> <p>公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>①教育・研究に資する情報公開</p> <p>ア 大学の教育研究上の目的</p> <p>イ 大学全体及び学部のアセスメント・プラン</p> <p>ウ 大学全体及び学部・研究科のディプロマ・ポリシー</p> <p>エ 大学全体及び学部・研究科のカリキュラム・ポリシー</p> <p>オ 大学全体及び学部・研究科のアドミッション・ポリシー</p> <p>カ 教育研究上の基本組織</p> <p>キ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</p> <p>ク 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</p> <p>ケ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</p> <p>コ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</p> <p>サ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>シ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用</p> <p>ス 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</p> <p>セ 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>②学校法人に関する情報公開</p> <p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書</p> <p>イ 寄附行為</p> <p>ウ 監事の監査報告書</p> <p>エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）</p> <p>オ 役員報酬に関する基準</p> <p>カ 事業報告書</p> <p>1) 法人の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人としての住所・連絡先 ・理事・監事・評議員の氏名 ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等） <p>2) 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況 <p>3) 財務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用） 	<p>学校教育法施行規則第172条第2項に規定する情報、私立学校法第63条の2関係に関する情報については、大学ホームページでの情報発信を速やかに行っている。</p> <p>https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication.html</p>
情報公開の充実		

<p>(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>①教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携</p> <p>②学校法人に関する情報公開 ア 中期計画</p> <p>(3) 情報公開の工夫等 ①上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報公開については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ②公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 ③公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>第1期中期計画（2020年度～2024年度）は大学ホームページに掲載、公開している。</p> <p>大学ホームページ及び大学ポータルを随時更新し、情報公開に努めている。「大学案内」「大阪歯科大学広報 博愛」等を刊行し、閲覧する対象に応じた情報公開を行っている。</p>
--	---